

株主総会時にお土産はお配りしておりませんのでご了承ください。



第11期 定時株主総会 招集ご通知



日時

2024年3月26日（火曜日）

午前11時（受付開始：午前10時30分）



場所

東京都港区六本木三丁目2番1号

住友不動産六本木グランドタワー9階

ベルサール六本木

グランドコンファレンスセンター

RoomA+B

決議事項

第1号議案：定款一部変更の件

第2号議案：取締役4名選任の件

BASE株式会社

証券コード：4477

証券コード 4477
2024年3月5日
(電子提供措置の開始日2024年3月4日)

株 主 各 位

東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー37階
B A S E 株 式 会 社
代表取締役CEO 鶴 岡 裕 太

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://binc.jp/ir/meeting>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも
掲載しております。以下の東証ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検
索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpex.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



株主様におかれましては、当日の出席に代えて、書面又はインターネットにより事前に議決権
を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご
検討の上、3ページ及び4ページに記載のご案内に従い、2024年3月25日（月曜日）午後7時
までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

また本株主総会の模様は、インターネットにてライブ中継を行います。詳細につきましては、
5ページをご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月26日(火曜日) 午前11時より(受付開始: 午前10時30分)
2. 場 所 東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター RoomA+B
3. 目的事項
 1. 報告事項
 1. 第11期(2023年1月1日から2023年12月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第11期(2023年1月1日から2023年12月31日まで) 計算書類の内容報告の件
 2. 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役4名選任の件

以上

※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にてご提出くださいますようお願い申し上げます。

※電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

※電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第15条の規定に基づき、各ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ・事業報告「会社の新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主様の重要な権利です。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権の行使には下記の方法がございます。

インターネット

4ページに記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限

2024年3月25日(月)
午後7時まで



書面(郵送)

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

(下記の行使期限までに到着するようご返送ください)

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

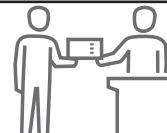
2024年3月25日(月)
午後7時 到着分まで



株主総会ご出席

開催日時 2024年3月26日(火) 午前11時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。



【株主様からの事前質問について】

株主様から事前にご質問をお受けいたします。ご質問がございます株主様におかれましては、以下メール宛先へ、2024年3月19日(火) までにご質問をご送付くださいますようお願い申し上げます。なお、いただいたご質問に対しご回答申し上げることができないことがありますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

メール宛先：shareholdersmeeting2024@binc.jp

【機関投資家の皆様へ】

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会のライブ中継について

本株主総会につきまして以下ウェブサイトにてライブ中継を行います。
ライブ中継動画のご視聴を希望される場合は、下記事項をご確認くださいようお願い申し上げます。

1. ご視聴の手続き

- (1) 本ライブ中継動画のご視聴を希望される株主様は、以下ウェブサイトにごアクセスください。
https://live.irwebmeeting.com/binc/live/20240326/s4y5hgmc/gms_01_ja/index.html 
- (2) 本ライブ中継動画をご視聴される株主様は、会社法で定める株主総会への出席には当たりません。従いまして、当日は議決権を行使できませんので、**2024年3月25日（月曜日）午後7時まで**に書面又はインターネットにより議決権を行使ください。
- (3) 本ライブ中継動画の配信中にご発言・ご質問等を行うことはできませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。

2. その他注意事項

- システム障害や通信環境等により映像や音声の乱れ、また一時中断等が発生する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 本ライブ中継動画のご視聴に要する通信機器類やインターネット接続料、通信費等の一切の費用は、株主様のご負担とさせていただきます。
- 通信環境やシステム障害等により株主様が受けた被害については、当社は一切責任を負いかねますので、ご了承ください。
- 本ライブ中継動画の配信につきましては万全を期しておりますが、通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態によりご視聴できない場合があるほか、状況によっては中止することがありますので、あらかじめご承知おきください。
- 万一何らかの事情により中継を行わない場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、新たに「場所の定めのない株主総会」（いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」）の開催が認められたことに伴い、当社は2022年3月23日開催の定時株主総会時に、感染症拡大又は天変地異の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主様の利益に照らして適切でないと取締役会が判断したときには、場所の定めのない株主総会を開催することができるよう定款第12条第2項を追加いたしました。現行定款第12条第2項の変更を行うものであります。

当社は遠隔地の株主様等、多くの株主様の株主総会出席を容易にし、株主総会の活性化・効率化・円滑化を図ることで、株主様の利益を確保するため、感染症拡大又は天変地異の発生等の有無に関わらず、場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）を開催することができるよう、定款規定につき所要の変更をお願いするものであります。なお、当社は、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第66条第1項に規定する経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、2021年10月21日付で経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりです。なお、下線は変更部分を示します。

現行定款	変更案
<p>第1条～第11条 条文省略</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>2 <u>当社は、感染症拡大又は天変地異の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが株主の利益に照らして適切ではないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第13条～第42条 条文省略</p>	<p>第1条～第11条 現行どおり</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 現行どおり</p> <p>2 <u>当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第13条～第42条 現行どおり</p>

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案は取締役会の任意の諮問機関であり過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会での審議結果を踏まえた上で付議しております。

取締役候補者は以下のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別	取締役候補者属性	当社における現在の地位及 び担当	当事業年度における 取締役会出席状況	在任年数 (本総会終結時)
1	<small>つるおか ゆうた</small> 鶴岡 裕太	男性	再任	代表取締役上級執行役員 CEO	100% (20/20回)	11年3か月
2	<small>はらだ けん</small> 原田 健	男性	再任	取締役上級執行役員CFO	100% (20/20回)	8年1か月
3	<small>しむら まさゆき</small> 志村 正之	男性	再任 社外 独立	社外取締役	100% (20/20回)	4年7か月
4	<small>まつざき</small> 松崎 みさ	女性	再任 社外 独立	社外取締役	100% (20/20回)	2年

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
1	つる おか ゆう た 鶴 岡 裕 太 (1989年12月28日) 再任	2012年12月 当社設立 代表取締役CEO就任 (現任) 2018年 1 月 PAY株式会社 取締役就任 2018年 1 月 BASE BANK株式会社 代表取締役就 任 (2022年1月当社による吸収合併) 2020年12月 株式会社CAMPFIRE 取締役就任 (現 任) (重要な兼職の状況) 株式会社CAMPFIRE 取締役	17,926,151株

取締役候補者とした理由

2012年12月の当社設立以来、代表取締役として当社の経営の指揮を執り、当社の企業価値の向上に貢献しております。また、EC業界や決済業界に豊富な知見を有しており、当社取締役会の監督機能及び意思決定機能の強化が期待されるため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

また、選任後は、指名委員及び報酬委員として活動いただくことを予定しております。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
2	はら だ けん 原 田 健 (1977年3月28日) 再任	2000年4月 安藤建設株式会社（現：株式会社安藤・間）入社 2007年9月 株式会社ミクシィ（現：株式会社MIXI）入社 2013年8月 株式会社フリークアウト（現：株式会社フリークアウト・ホールディングス）入社 2015年6月 当社 入社 2016年2月 当社 取締役CFO就任 2018年1月 PAY株式会社 取締役就任（現任） 2018年1月 BASE BANK株式会社 取締役就任（2022年1月当社による吸収合併） 2021年3月 当社 取締役上級執行役員CFO就任（現任） (重要な兼職の状況) PAY株式会社 取締役	483,491株

取締役候補者とした理由

当社入社以来、一貫してコーポレート部門全体を統括し当社の成長をけん引するとともに、特にCFOとして財務戦略分野における豊富な経験と高い見識を有しております。当社事業に精通しており、当社取締役会の監督機能及び意思決定機能の強化が期待されるため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
3	し むら まさ ゆき 志 村 正 之 (1958年9月7日) 再任 社外 独立	1982年4月 株式会社三井銀行（現：株式会社三井住友銀行） 入行 2010年4月 同行 執行役員アジア・大洋州本部長 就任 2015年4月 同行 専務執行役員（経営会議メンバー） 就任 2017年5月 三井住友カード株式会社 専務執行役員 就任 2018年6月 同社 代表取締役専務執行役員 就任 2019年7月 株式会社Shimura&Partners 設立 代表取締役 就任（現任） 2019年8月 当社 社外取締役 就任（現任） 2020年3月 株式会社bitFlyer Holdings 社外取締役（監査等委員） 就任（現任） 2020年3月 株式会社bitFlyer 社外取締役（監査等委員） 就任（現任） 2020年12月 メドピア株式会社 社外取締役 就任（現任） 2021年4月 株式会社HashPort 社外取締役 就任（現任） 2022年12月 株式会社デジタルプラス 社外取締役（監査等委員） 就任（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社Shimura&Partners 代表取締役	25,186株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

金融・決済業界への深い知見と経験を有しており、社外取締役として当社経営への監督・助言に貢献いただいております。当社取締役会の監督機能及び意思決定機能の強化が期待されるため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

また、選任後は、指名委員及び報酬委員として活動いただくことを予定しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	まつ ぎさ 松 崎 み さ (1970年11月18日) 再任 社外 独立	1993年4月 株式会社モベラ 入社 1997年6月 株式会社アガスタ設立 代表取締役就任 2010年12月 一般社団法人ナチュラルビューティスト協会設立 代表理事就任 2014年6月 株式会社People Worldwide設立 代表取締役就任 2014年6月 ゲンダイエージェンシー株式会社 社外取締役就任 2017年7月 株式会社WORK JAPAN設立 代表取締役就任 (現任) 2021年11月 Apricot Planet Pte.Ltd設立 代表取締役就任 (現任) 2022年3月 当社 社外取締役就任 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社WORK JAPAN 代表取締役 Apricot Planet Pte.Ltd 代表取締役	19,270株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

自身が起業した会社をはじめとして複数の企業における代表取締役及び取締役としての経営経験を有し、社外取締役として当社経営への監督・助言に貢献いただいております。当社取締役会の監督機能及び意思決定機能の強化が期待されるため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。また、選任後は、指名委員及び報酬委員として活動いただくことを予定しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 松崎みさ氏の戸籍上の氏名は江戸みさであります。
 3. 志村正之氏及び松崎みさ氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 志村正之氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結のときをもって4年7ヶ月となります。
 5. 松崎みさ氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結のときをもって2年となります。
 6. 当社は、志村正之氏及び松崎みさ氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。志村正之氏及び松崎みさ氏の選任が承認された場合、当社は両氏を引き続き独立役員とする予定であります。
 7. 志村正之氏及び松崎みさ氏は、当社との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しております。当該契

約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。志村正之氏及び松崎みさ氏の選任が承認された場合、当社は、各候補者との責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約の内容の概要等は、事業報告「4.(2)責任限定契約の内容の概要」をご参照ください。

8. 当社は、各取締役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。各候補者の選任が承認された場合、当社は各候補者との間の当該補償契約を継続する予定であります。なお、当該契約の内容の概要等は、事業報告「4.(3)補償契約の内容の概要」をご参照ください。
9. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することとなる賠償金を補填することとしております。被保険者は当社グループの全ての取締役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約の内容の概要等は、事業報告「4.(4)役員等賠償責任保険契約の内容の概要」をご参照ください。

(ご参考)

本株主総会において各取締役候補者が選任された場合のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	当社における地位	経営経験	財務・会計	法務・コンプライアンス・リスク管理	ESG・サステナビリティ	人事・組織開発	テクノロジー	業界知見 (EC・金融・決済)	国際性
鶴岡 裕太	代表取締役	●			●	●	●	●	
原田 健	取締役	●	●	●	●	●		●	
志村 正之	取締役 (独立社外)	●		●	●	●		●	●
松崎 みさ	取締役 (独立社外)	●			●	●			●

(ご参考) 社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員の独立性に関する基準を以下のとおり定めており、以下の項目のいずれの要件も満たす場合に、独立性を有していると判断しております。

1. 業務執行者

本人が、現在及び過去10年において、当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行取締役、執行役員その他の使用人（以下「業務執行者」という。）でないこと

2. 当社を主要な取引先とする者

当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者でないこと。当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%を超える額の支払いを当社グループから受けた者をいう。

3. 当社の主要な取引先

当社グループの主要な取引先又はその業務執行者でないこと。当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社グループの年間連結売上高の2%を超える額の支払いを当社グループに対し行った者をいう。

4. 議決権保有者

当社の総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している大株主又はその業務執行者でないこと

5. コンサルタント等

当社グループから、役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家及び弁護士等の法律専門家でないこと。なお、これらの者が法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含む。

6. 寄付又は助成を受けている者

当社グループから年間1,000万円を超える寄付又は助成を受けている団体の業務を執行する者でないこと

7. 会計監査人

当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者でないこと

8. 過去該当者

上記2から7に過去3年間に於いて該当していた者でないこと

9. 親族

本人が、上記1に該当する者（ただし、重要でない者を除く。）の配偶者又は二親等以内の親族でないこと。重要な者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員及び部門責任者等の重要な業務を執行する従業員をいう。

以上

事業報告 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは「Payment to the People, Power to the People.」をミッションとして掲げ、ネットショップ作成サービス「BASE」及び購入者向けショッピングサービス「Pay ID」を提供するBASE事業、オンライン決済サービス「PAY.JP」を提供するPAY.JP事業を展開しており、これらのサービスを通して、個人及びスモールチームをエンパワーメントすること、スタートアップ企業を支援することに注力しております。

当連結会計年度においては、地政学リスクの高まりや物価高騰等、依然として経済の先行きは不透明な状況が続いておりますが、COVID-19の感染拡大及び収束に伴う混乱等が徐々に落ち着き、経済活動が正常化に向かう動きもみられました。このような事業環境においてBASE事業では、幅広い個人及びスモールチームから圧倒的に選ばれるポジションを維持し、中長期にわたる持続的な成長を実現するために、引き続きプロダクトの強化に努めております。PAY.JP事業では、スタートアップ企業やベンチャー企業をターゲットに、よりシンプルで導入や運用が簡単なオンライン決済機能を目指してプロダクトを強化し、既存加盟店の成長及び新規加盟店の拡大に努めております。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は11,680百万円（前年同期比19.9%増）、営業損失は425百万円（前年同期は営業損失1,508百万円）、経常損失は409百万円（前年同期は経常損失1,495百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は606百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失1,732百万円）となりました。

なお、当連結会計年度より、セグメントの名称をPAY事業からPAY.JP事業へ変更しております。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

① BASE事業

当連結会計年度におけるBASE事業の流通総額は、2022年4月より提供を開始した月額有料プランの効果等により、売上規模の大きなショップが成長を牽引し、国内のオンライン消費の成長率を上回って増加しました。また、プロダクト開発も期初の想定どおりに進捗しました。AIを活用して業務効率化やショップデザインの作成等を強力にサポートする「BASE AI アシスタント」に加え、CRMをサポートする「メンバーシップ App」等、幅広い売上規模のショップに対し、付加価値を向上させる機能を多数提供しました。

以上の結果、当連結会計年度の流通総額は135,991百万円（注文ベース）、129,056百万円（決済ベース）（前年同期比14.3%増（注文ベース）、14.8%増（決済ベース））、売上高は7,765百万円（前年同期比3.6%増）、セグメント損失は60百万円（前年同期は1,150百万円のセグメント損失）となりました。

② PAY.JP事業

PAY.JP事業では、オンライン決済サービス「PAY.JP」を提供しております。当連結会計年度における流通総額は、既存及び新規両方の大型加盟店が牽引し、大きく増加しました。

以上の結果、当連結会計年度の流通総額は141,127百万円（前年同期比74.7%増）、売上高は3,606百万円（前年同期比71.4%増）、セグメント損失は84百万円（前年同期は46百万円のセグメント損失）となりました。

③ その他事業

その他事業では、「BASE」を利用するショップオーナー等に対して事業資金を提供するサービス「YELL BANK」等を提供しており、利用者数及び利用金額は引き続き増加しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は308百万円（前年同期比118.0%増）、セグメント損失は25百万円（前年同期は31百万円のセグメント損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は56百万円であります。その

主なものは、オフィスレイアウトの変更に伴う什器等の購入29百万円、人員増加に伴うPCの購入等20百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の機動的な調達を行うため、取引銀行5行との間で総額12,000百万円の当座借越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題として考える事項は以下のとおりであります。

① サステナブルな社会の実現

当社グループは「Payment to the People, Power to the People.」をミッションとして掲げ、インターネットテクノロジーによって、多くの方が必要としながらもまだ享受できずにいる決済や金融領域へのアクセシビリティを高め、これにより個人やスモールチームをエンパワーメントすることで、すべての人が活躍できる社会の実現を目指して企業活動を行っております。当社グループは、1日も早いミッションの実現を目指して、社会に開かれた決済・金融を提供するプラットフォーマーとしての責任と役割に向き合い、サステナブルな社会を実現するためにグループ全体を通じてESGに関する取組みを推進することが重要な課題であると考えております。

そのために、サステナビリティ委員会を設置し、当該委員会においてサステナビリティに関する事項の審議、推進施策の遂行状況のモニタリングを行い、定期的に取り締役に報告することで、ESGに関する取組みを推進する体制を確保しており、当連結会計年度はPRIDE指標2023におけるゴールド認定取得やTCFD提言に基づく情報開示等、D&Iや気候変動関連の取組みを実施しました。

今後も、2022年に特定した重点課題であるマテリアリティに関する取組みを中心に、ESGに関する取組みを推進してまいります。

② 開発力・技術力の強化

当社グループの事業はインターネット業界と深くかかわっており、競争力のあるプロダクトをEC市場へ提供していくためには、その情報技術やサービスをタイムリーに採用し、

常に新しいプロダクトを創造し続けていくことが重要な課題であると考えております。

そのために、EC環境の変化や当社グループのサービス利用者の要望を効率よく吸収し、質の高いプロダクトを提供してまいります。

③ 人材の育成

当社グループは、持続的な成長や事業価値の向上を実現していく上で、人材は最も重要な経営資源であると考えております。

従業員が自身の仕事やキャリアに主体性を持ち、挑戦し続けることを支援することが従業員の育成のために重要であると考え、教育体制や人事制度の整備を行っております。具体的には、社内公募制度の設置、各種研修の実施、D&I推進による多様性と公平性のある環境の整備等、人材育成や自律的なキャリア構築支援のための取組みを実施しております。

④ 内部管理体制の強化

当社グループは今後もより一層の事業拡大を目指しており、社会的責任を果たし、持続的な成長と企業価値の向上を図るために、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。

そのため、バックオフィス業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。具体的には、リスクマネジメント及びコンプライアンス委員会を設置の上、業務運営上のリスクの把握及び管理の実施、役職員に対する定期的な研修等による啓蒙活動の実施、定期的な内部監査の実施等によるコンプライアンス体制の強化、監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実等を図っております。

⑤ サービスの安全性・健全性の確保

当社グループは、取引の場や決済サービスを提供する事業者として、あらゆるステークホルダーが安心して取引を行うことができるよう、サービスの安全性・健全性を確保することが重要な課題であると考えております。

そのため、BASE事業においては、365日対応の専門部署を設置することはもちろん、当社が保有する取引データの機械学習の活用等による分析やクレジットカード会社の不正

配送先データベースの活用、3Dセキュアの導入等による不正決済や不適切な商品の販売を検知・防止、ネットショップ運営者に対するログイン認証方法の強化等を実施しており、また、PAY.JP事業においては、クレジット業界におけるグローバルセキュリティ基準であるPCI DSSに完全準拠した運用でクレジットカード情報を管理することで、サービスの安全性・健全性の確保を図っております。

⑥ 2025年12月期通期黒字化に向けた財務体質の改善

当連結会計年度においては、サステナブルな事業運営を可能にするため、収益性の改善に注力した経営を行ってまいりました。

今後につきましても、規律ある投資方針のもと売上総利益を更に増加させ、2025年12月期通期黒字化を達成し、グループ全体の価値創造の最大化を目指してまいります。

⑦ 情報管理体制の強化

当社グループが提供するサービスにおいては、サービス利用者の個人情報をはじめとした様々な情報を預かっており、これらの情報を適切に管理するための体制強化が重要な課題であると考えております。

そのため、情報セキュリティ基本規程等の社内規程を制定し、これらに基づいて情報の適切な管理を徹底しております。

また、情報セキュリティ専門部署の設置や、全社員向けの情報セキュリティ研修実施による情報セキュリティ対策の強化を図ることはもちろん、情報セキュリティ委員会を定期開催して情報セキュリティ上のリスクの洗い出し及び議論を実施しております。

今後も、グループ全体の教育・研修の実施やシステムの強化・整備を推進し、情報管理体制を強化してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第8期 2020年12月期	第9期 2021年12月期	第10期 2022年12月期	第11期 2023年12月期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	8,288	9,931	9,739	11,680
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	747	△960	△1,495	△409
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	584	△1,194	△1,732	△606
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	5.64	△10.80	△15.46	△5.31
総資産 (百万円)	28,505	31,991	31,278	37,297
純資産 (百万円)	16,217	15,105	13,501	13,000
1株当たり純資産額 (円)	147.84	135.48	118.81	112.87

(注) 当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、第8期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) 及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第8期 2020年12月期	第9期 2021年12月期	第10期 2022年12月期	第11期 2023年12月期 (当事業年度)
売上高 (百万円)	7,321	8,420	7,635	8,073
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	887	△860	△1,446	△322
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	380	△1,147	△1,779	△520
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	3.67	△10.37	△15.88	△4.55
総資産 (百万円)	25,945	28,390	25,819	27,026
純資産 (百万円)	16,217	15,152	13,501	13,087
1株当たり純資産額 (円)	147.84	135.90	118.81	113.63

(注) 当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、第8期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) 及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	事業内容
PAY株式会社	100百万円	100%	決済サービスの提供

(7) 主要な事業内容

当社グループは、「Payment to the People, Power to the People.」をミッションとして掲げ、当社及び連結子会社であるPAY株式会社の計2社で構成されており、ネットショップ作成サービス、購入者向けショッピングサービス、オンライン決済サービス及び資金調達サービス等の事業を営んでおります。

当社は、ネットショップ作成サービス「BASE」及び購入者向けショッピングサービス「Pay ID」を提供するBASE事業を、連結子会社であるPAY株式会社では、クレジットカード決済を簡単に導入できるオンライン決済サービス「PAY.JP」を提供するPAY.JP事業を展開しております。また、当社は、「BASE」を利用するショップオーナー（注）に対して事業資金を提供する、資金調達サービス「YELL BANK」を中心としたその他事業を展開しております。

当社グループは、これらのサービスを通して、個人及びスモールチームをエンパワメントすること、スタートアップ企業を支援することに注力しております。

（注）ネットショップ運営者

① BASE事業

「BASE」は、誰でも簡単にネットショップが作成できるWebサービスで、ものづくりを行う個人にとどまらず、ビジネスを展開する法人、地方自治体をはじめとする行政機関にもご利用いただいています。

「BASE」では、専門的なWebサイト構築やWebデザインの技術を使わずに、当社が提供するデザインテンプレートを選択するだけで、誰でも簡単にデザイン性の高いネットショップを作成することができます。また、ネットショップ運営の課題となっていた決済機能の導入に係る時間を短縮する仕組みとして、当社独自の決済システム「BASEかんたん決済」を提供し、ネットショップの開設から決済機能の導入までをワンストップで提供することで、これまでネットショップの作成時間、運営費用、Web技術等様々な理由で、ネットショップを始めることが困難だった方でも、手軽にネットショップの開設・運営を始めることができる仕組みを構築しております。

「Pay ID」は購入者向けショッピングサービスで、ID決済機能とショッピングアプリを提供しています。ID決済機能では、購入者の方は「Pay ID」に住所等を登録するだけで、ショッピングの際に都度購入者情報を入力する必要なく、IDでログインしてスムーズに商品を購入することができます。ご自身のクレジットカードを登録してご利用いただけるほか、後払い決済「あと払い (Pay ID)」でも、ログインから決済完了まで数タップで完結するシームレスな購入体験を提供しています。ショッピングアプリでは、「BASE」で作成されたショップの商品を購入することができます。また、フォロー機能により、お気に入りのショップの最新情報や入荷情報をがわかりやすく入手でき、一度購入したショップでのリピート購入がスムーズにできる仕様になっています。

② PAY.JP事業

「PAY.JP」は、Webサービスやネットショップ（「BASE」により作成されたネットショップを除く）にクレジットカード決済を簡単に導入できるオンライン決済サービスです。「支払いのすべてをシンプルに」というコンセプトのもと、個人・法人を問わずあらゆる開発者が導入しやすいシステム設計としており、「申請に時間がかかる」、「高い」、「使いにくい」という従来の複雑なオンライン決済サービスの問題を解決し、導入を圧倒的に簡単にすることで、インターネット上の「モノの売り買い」の可能性を拡げ、人々の

インターネットを通じた経済活動がこれまで以上に活発になるよう支援しております。

③ その他事業

「YELL BANK」は、「BASE」のショップデータを活用することで、「BASE」をご利用のショップの将来の売上を予測し、当該予測に基づき将来債権を買い取るによりショップオーナーに事業資金を提供する資金調達サービスであり、「BASE」をご利用のショップのさらなる成長をサポートいたします。

(8) 主要な事業所

① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都港区

② 子会社

名 称	所 在 地
PAY株式会社	東京都港区

(9) 使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
274名	8名増	34.3歳	2.8年

(注) 使用人数には、上級執行役員及び執行役員を含んでおります。
使用人数には、臨時の使用人は含んでおりません。
使用人数には、他社からの出向者（1名）は含んでおりません。

2. 会社の株式に関する事項 (2023年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 376,440,000株
- (2) 発行済株式の総数 115,177,929株 (自己株式19,894株を除く。)
- (3) 当事業年度末の株主数 37,897名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
鶴岡 裕太	17,926,151	15.56
株式会社丸井グループ	6,306,000	5.47
株式会社SBI証券	4,697,700	4.07
MORGAN STANLEY SMITH BARNEY LLC CLIENTS FULLY PAID SEG ACCOUNT	2,709,883	2.35
上田八木短資株式会社	2,646,300	2.29
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,641,420	2.29
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	2,585,000	2.24
株式会社サイバーエージェント	2,255,000	1.95
THE BANK OF NEW YORK 133612	1,899,200	1.64
SAJAP	1,348,400	1.17

(注) 持株比率は、自己株式 (19,894株) を控除し、小数点以下第3位を切り捨てて計算しております。

(5) 当事業年度中に当社の会社役員 (会社役員であった者を含む。) に対して職務執行の対価として交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く。)	91,104株	2名
社外取締役	24,556株	2名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. (5) 取締役及び監査役の報酬等の額」に記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第2回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
発行決議日	2015年9月30日	2017年12月14日	2018年3月30日
新株予約権の数	13個	31個	240個
区分	取締役	取締役	取締役
保有者数	1名	1名	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 26,000株 (注) 1	当社普通株式 62,000株 (注) 1	当社普通株式 480,000株 (注) 1
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき金 14円 (注) 1	1株につき金 14円 (注) 1	1株につき金 14円 (注) 1
新株予約権の行使期間	2017年10月1日 ～ 2025年9月30日	2019年12月15日 ～ 2027年12月14日	2020年3月31日 ～ 2028年3月30日
新株予約権の主な行使条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2

(注) 1. 2019年8月31日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っております。また、2021年4月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。これらにより、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

(注) 2. ① 新株予約権は、当社の普通株式が上場された日である2019年10月25日（以下、「上場日」という。）以降の次に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて次の各号に掲げる割合を限度として行使することができる。

なお、上場日が本新株予約権の発行決議日から2年を経過する日より以前である場合は、下記1の上場日を「発行決議日から2年を経過した日」と読み替えるものとする。

- | | |
|---------------------------------|------|
| 1. 上場日の翌日から1年を経過する日まで | 25% |
| 2. 上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで | 50% |
| 3. 上場日後2年を経過した日から上場日後3年を経過する日まで | 75% |
| 4. 上場日後3年を経過した日以降 | 100% |

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は子会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2023年12月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
鶴岡裕太	代表取締役上級執行役員CEO	株式会社CAMPFIRE 取締役
原田健	取締役上級執行役員CFO	PAY株式会社 取締役
志村正之	取締役	株式会社Shimura&Partners 代表取締役
松崎みさ	取締役	株式会社WORK JAPAN 代表取締役 Apricot Planet Pte.Ltd 代表取締役
歌川文夫	常勤監査役	PAY株式会社 監査役
山口揚平	監査役	山口揚平公認会計士事務所 所長 株式会社クラシコム 取締役CFO
星千絵	監査役	田辺総合法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役志村正之氏及び取締役松崎みさ氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役歌川文夫氏、監査役山口揚平氏及び監査役星千絵氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役山口揚平氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役星千絵氏は、弁護士の資格を有しており、法令に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役志村正之氏、取締役松崎みさ氏、監査役歌川文夫氏、監査役山口揚平氏及び監査役星千絵氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 取締役飯島三智氏は、2023年3月24日開催の第10期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
7. 取締役を兼務しない上級執行役員は次のとおりであります。

氏名	地位及び担当
山村兼司	上級執行役員COO
藤川真一	上級執行役員SVP of Development
高橋直	上級執行役員

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役である志村正之氏及び松崎みさ氏並びに社外監査役である歌川文夫氏、山口揚平氏及び星千絵氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役及び各社外監査役の職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、鶴岡裕太氏、原田健氏、志村正之氏、松崎みさ氏、歌川文夫氏、山口揚平氏及び星千絵氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって当社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当社役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより責任を負う損害金等は補償の対象としないこと等を定めております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社グループの全ての取締役、監査役、執行役員及び管理監督者の地位にある従業員

② 契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結して、被保険者の職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。なお、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならない等、一定の免責事由があります。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定方針に関する事項

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬として基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役についても、固定報酬として基本報酬及び株式報酬を支払うこととしております。

ロ. 当該方針の決定の方法

取締役会の諮問機関であり過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会での審議を踏まえ、取締役会の決議により決定しています。

ハ. 当該方針の内容の概要

a 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、各取締役の職責、貢献度及び執行状況並びに会社の業績や経済状況を踏まえて、総合的に勘案して決定するものとしております。

b 非金銭報酬等の内容、その額若しくは数又は数の算定方法の決定方針

非金銭報酬等は、税制適格ストックオプション又は株式交付日から3年以上の譲渡制限期間又は退任を譲渡制限解除条件とする譲渡制限付株式とし、各取締役の職責、貢献度及び執行状況並びに会社の業績や経済状況を踏まえて、総合的に勘案して決定するものとしております。

c 取締役の個人別の報酬等における金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の割合の決定方針

株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合としております。

d 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任する場合における事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役CEO鶴岡裕太がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その具体的内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の職責、貢献度及び執行状況並びに会社の業績や経済状況を踏まえて決定するものとしております。委任した理由は、当社の業績等を踏まえ各取締役の評価を行うには代表取締役CEOが適していると判断したためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役CEOによって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容を踏まえ個人別の報酬額について決定をしなければならないこととしております。なお、株式報酬は、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議するものとしております。

二. 当該事業年度における取締役の個別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2021年3月25日開催の第8期定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分は30百万円以内）と決議いただいております（使用人兼取締役の使用人分給与は含みません。）。また、当該金銭報酬とは別枠で、同定時株主総会において、株式報酬の額を年額500百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内）、株式数を285,000株以内（うち社外取締役分は28,500株以内）と決議いただいております。なお、同決議では、各事業年度において当社の取締役に対して割り当てる株式数の上限は57,000株以内（うち社外取締役分は5,700株以内）でしたが、2021年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割に伴う調整がされております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち社外取締役2名）です。

当社監査役の報酬の額は、2022年3月23日開催の第9期定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

「4.（5）①ハd取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任する場合における事項」に記載のとおりです。

④ 非金銭報酬等に関する事項

株主の皆様との一層の価値共有を進め、当社の企業価値の持続的な向上を図るため、譲渡制限付株式報酬を付与しております。報酬限度額及び当該決議の対象となった役員の員数は、「4.（5）②取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項」のとおりです。当該株式報酬の交付状況は「2. 会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	支給人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	非金銭報酬等
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (3名)	78百万円 (17百万円)	47百万円 (9百万円)	31百万円 (8百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	22百万円 (22百万円)	22百万円 (22百万円)	－百万円 (－百万円)
計 (うち社外役員)	8名 (6名)	101百万円 (40百万円)	69百万円 (31百万円)	31百万円 (8百万円)

- (注) 1. 上記には、2023年3月24日開催の第10期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の在任中の報酬等の額を含んでおります。
 2. 非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）は、当期の費用計上額を記載しております。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等における重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 取締役志村正之氏は、株式会社Shimura&Partnersの代表取締役であります。当社と兼務先との間に特別の関係はありません。
 - ・ 取締役松崎みさ氏は、株式会社WORK JAPAN及びApricot Planet Pte.Ltdの代表取締役であります。当社と兼務先との間に特別の関係はありません。
 - ・ 監査役山口揚平氏は、山口揚平公認会計士事務所の所長及び株式会社クラシコム取締役CFOであります。当社と兼務先との間に特別の関係はありません。
 - ・ 監査役星千絵氏は、田辺総合法律事務所の弁護士であります。当社と兼務先との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	志 村 正 之	当事業年度開催の取締役会20回全てに出席いたしました。金融・決済業界への深い知見と幅広い経験から、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
社外取締役	松 崎 み さ	当事業年度開催の取締役会20回全てに出席いたしました。複数の企業における代表取締役及び取締役としての経験から、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
社外監査役	歌 川 文 夫	当事業年度開催の取締役会20回全て、監査役会18回全てに出席いたしました。長年にわたる管理業務全般に関する豊富な経験と幅広い見識から、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
社外監査役	山 口 揚 平	当事業年度開催の取締役会20回のうち19回、監査役会18回のうち17回に出席いたしました。公認会計士として企業会計に精通し、その専門家としての豊富な経験、会計・監査に関する高い見識から、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
社外監査役	星 千 絵	当事業年度開催の取締役会20回全て、監査役会18回全てに出席いたしました。弁護士として法令についての高度な能力・見識に基づき客観的な立場から、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	報酬等の総額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、妥当であると判断し同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。また、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合等には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定します。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 取締役及び使用人の法令、定款、社会規範への遵守の意識を高めるため「倫理規程」、「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」を制定し、適宜教育その他職務に応じた研修等を行うことにより、高い倫理観の醸成に努める。
 - ロ. 取締役及び使用人は、企業の社会的責任を深く自覚し、日常の職務において、関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践するよう努める。
 - ハ. 監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査規程」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。
 - ニ. 代表取締役は、内部監査担当者を選任し、内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手續及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。
 - ホ. 法令違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期発見と是正を目的として、社内通報窓口、監査役及び社外弁護士を情報受領者とする内部通報制度を整備し、問題の早期発見・未然防止を図る。
 - ヘ. 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる関係も排除する「反社会的勢力対策規程」を制定し、警察、顧問弁護士等外部の専門機関とも連携を取りつつ、不当要求等に対しては毅然とした姿勢で対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、法令及び「文書管理規程」に基づき、重要な意思決定及び報告に関して、文書又は電磁的記録により適切に保存、管理する。監査役から要望があった場合には、速やかに閲覧可能な状態を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」に基づき、各部署のリスクの防止及び会社損失の最小化を目的とした「リスクマネジメント及びコンプライアンス委員会」を設置するとともに、定期的開催し、その結果を必要に応じて取締役会、監査役会へ報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「取締役会規程」、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、取締役と各部署の職務及び責任の明確化を図る。また、「取締役会規程」に基づき定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、事業上の重要な意思決定及び業務執行の監督・確認を行う。更に、「経営会議規程」に基づき上級執行役員により構成される経営会議を毎月2回開催し、経営執行の基本方針、基本計画その他経営に関する重要事項の審議及び調整を図るとともに、取締役会へ上程すべき業務に関する重要事項を審議・検討する。

⑤ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」に基づき、子会社の管理はCorporate Departmentが担当するものとし、当社への事業の状況に関する定期的な報告及び重要事項については適切な承認を得るものとする。当社の内部監査担当者による当社グループへの内部監査を実施し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性を確保するよう努める。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くものとする。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、使用人の決定、変更にあたっては、監査役と協議するものとする。また、監査役の職務を補助すべき使用人は、当該業務について監査役の指示に従うものとする。

- ⑧ 監査役への報告に関する体制
- イ. 監査役は、取締役会、その他重要と認められる会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
 - ロ. 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合には、速やかに監査役に報告する。また、重要な意思決定、重要な会計方針、会計基準、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令及び社内規程に基づき監査役に報告するものとする。
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- 「内部通報規程」を準用し、報告者に対する解雇その他一切の不利益な取扱いを禁止する。
- ⑩ 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役が職務の執行について費用の請求をした時は、その費用等が当該監査役の職務の執行に必要なと証明できる場合を除き、これに応じるものとする。
- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、監査に必要な事項について取締役に対して報告を求めることができるものとし、必要に応じて取締役に対して是正を要求することができるものとする。また、各部署責任者へのヒアリングを通じ、必要な情報を収集するとともに、代表取締役及び会計監査人との定期的な情報・意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は、以下のとおりであります。

① リスクマネジメント及びコンプライアンスに対する取組みの状況

リスクマネジメント及びコンプライアンス委員会において、グループ内の法令遵守状況や各種リスクを把握、抽出し、対応策を検討いたしました。また、当社グループ全体においてコンプライアンス研修を実施し、全役職員のコンプライアンス意識の向上に努めました。

② 取締役の職務の執行が効率的に行われた取組みの状況

当事業年度に取締役会を20回開催いたしました。取締役及び監査役の出席の下、個別議案の決議及び報告だけでなく、重要な事業戦略や経営方針について議論を行っております。

③ 当社及びその子会社における業務の適正を確保する取組みの状況

当社の内部監査担当者による当社グループへの内部監査を実施し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性を確保いたしました。

④ 監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みの状況

監査役会は、常勤監査役1名を含む3名の社外監査役で構成され、当事業年度において18回開催されました。監査役は、各部署責任者へのヒアリングを通じ、必要な情報を収集するとともに代表取締役、会計監査人と定期的な情報・意見交換を行いました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、現時点では成長過程にあるため、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考えており、会社設立以来、配当を行っておりません。しかしながら、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

今後の配当政策の基本方針につきましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、当社を取り巻く事業環境を勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針であります。内部留保につきましては、財務体質の強化、競争力の維持・強化による将来の収益力向上を図るための資金として、有効に活用する方針であります。

連結貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	36,965	流 動 負 債	24,244
現 金 及 び 預 金	22,227	営 業 未 払 金	13,215
未 収 入 金	13,821	営 業 預 り 金	10,299
そ の 他	1,117	チャージバック引当金	7
貸 倒 引 当 金	△200	契 約 負 債	115
固 定 資 産	331	そ の 他	606
有 形 固 定 資 産	—	固 定 負 債	52
無 形 固 定 資 産	—	負 債 合 計	24,297
投 資 其 他 の 資 産	331	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	36	株 主 資 本	12,995
そ の 他	295	資 本 金	8,669
		資 本 剰 余 金	4,933
		利 益 剰 余 金	△606
		自 己 株 式	△0
		其 他 の 包 括 利 益 累 計 額	5
		其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5
		純 資 産 合 計	13,000
資 産 合 計	37,297	負 債 ・ 純 資 産 合 計	37,297

連結損益計算書 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		11,680
売 上 原 価			6,647
売 上 総 利 益			5,033
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			5,458
営 業 損 失 (△)			△425
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		0	
受 取 手 数 料		6	
受 取 保 険 金		6	
講 演 料 等 収 入		5	
そ の 他		1	21
営 業 外 費 用			
為 替 差 損		0	
株 式 交 付 費		0	
コ ミ ッ ト メ ン ト フ ィ ー		3	4
経 常 損 失 (△)			△409
特 別 損 失			
減 損 損 失		130	
投 資 有 価 証 券 評 価 損		63	193
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 (△)			△602
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		4	4
当 期 純 損 失 (△)			△606
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△)			△606

連結株主資本等変動計算書 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,614	0	7,424	△2,545	△0	13,494
当期変動額						
新株の発行	54	△0	54			107
欠損填補			△2,545	2,545		－
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)				△606		△606
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	54	△0	△2,491	1,938	－	△498
当期末残高	8,669	－	4,933	△606	△0	12,995

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	6	6	13,501
当期変動額			
新株の発行			107
欠損填補			－
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)			△606
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△1	△1	△1
当期変動額合計	△1	△1	△500
当期末残高	5	5	13,000

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 1社
連結子会社の名称
PAY株式会社

- ② 非連結子会社の名称等
該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用会社の数
該当事項はありません。
- ② 持分法を適用しない非連結子会社の名称等
該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）を採用しております。
- 市場価格のない株式等
移動平均法による原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物及び建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	4年～6年
その他	3年～20年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

特許権	8年
商標権	10年
ソフトウェア（自社利用分）	5年（社内における利用可能期間）

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. チャージバック引当金

第三者によるクレジットカードの不正利用等の理由で、将来、クレジットカード会社が当社に対して代金返還請求又は支払拒否がされ、その代金をショップの不正な売上請求や倒産等によってショップから回収できないと見込まれる損失額をチャージバック引当金として計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（BASE事業）

主な収益はBASEショップの決済額に対して発生する決済手数料及びサービス利用料であります。購入者がショップの商品を購入し決済が完了した時点で履行義務が充足されるものと認識し、決済額に一定の料率を乗じた手数料等を収益として認識しております。また、月額有料プランにおける月額固定のサービス利用料については、契約期間にわたってサービスを提供することで履行義務が充足することから一定期間にわたって収益を計上しております。

(PAY.JP事業)

主な収益はPAY.JP加盟店の決済額に対して発生する決済手数料であります。購入者が加盟店（顧客）のWEBサービスやネットショップにおいて決済手段を利用した時点で履行義務が充足されるものと認識し、決済額に一定の料率を乗じた手数料を収益として認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

ロ. 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

外貨建有価証券(其他有価証券)は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における其他有価証券評価差額金に含めております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「助成金収入」(前連結会計年度2百万円)は、金額が僅少となったため、当連結会計年度においては、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

非上場有価証券の評価

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券	7百万円
投資有価証券評価損	63百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

非上場株式については、市場価格のない株式等であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。実質価額が著しく低下した場合には、相当の減損処理を行っておりますが、回復可能性が十分に見積られる場合には、減損処理を行わないことがあります。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際の投資先の業績が見積りと異なる場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	161百万円
(2) 当座借越契約及びコミットメントライン契約	

当社は、運転資金の機動的な調達を行うため、取引銀行5行との間で当座借越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に係る借入未実行残高等は、以下のとおりであります。

当座借越極度額の総額	11,000百万円
コミットメントラインの総額	1,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	12,000百万円

なお、上記の当座借越契約及びコミットメントライン契約については、以下の財務制限条項が付されております。(契約ごとに条項は異なりますが、主なものを記載しております。)

各事業年度の決算期及び中間決算期のいずれかの末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額が、2019年12月期の決算期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額の70%未満とならないこと。

5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した資産又は資産グループの概要及び減損損失の金額

場所	用途	種類	金額 (百万円)
東京都港区	事業用資産	建物	4
		その他 (工具器具備品)	50
		投資その他の資産	75
合計			130

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

当社グループは、事業単位を基準とした管理会計の区分に従って資産のグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、今後の業績見通し等を勘案した結果、将来キャッシュ・フローによって対象資産グループの帳簿価額を回収できないと判断しました。対象資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 回収可能額の算定方法

回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスのため、0円として算定しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末の株式数(株)
普通株式	113,631,964	1,565,859	—	115,197,823

(注) 変動事由の概要

新株予約権の権利行使に伴う新株の発行による増加	1,242,000株
譲渡制限付株式報酬としての新株の発行による増加	323,859株

(2) 当連結会計年度の末日における新株予約権 (権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く) の目的となる株式の種類及び数

普通株式	2,126,000株
------	------------

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。また、運転資金及び設備投資資金に関しては、主に銀行借入や新株発行により必要な資金を調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収入金は、顧客の信用リスクに晒されているものの、そのほとんどがクレジットカード会社等の回収代行業者に対するものであり、リスクは限定的であります。

有価証券及び投資有価証券は取引先企業との資本業務提携等に関連する株式等であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である営業未払金及び営業預り金は、短期的に決済されるものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、取引先に対する未収入金が発生した場合には、「与信管理規程」に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を定期的に把握し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図る体制としております。

有価証券及び投資有価証券は、定期的に発行体の財務状況等を把握する等の方法により、リスクの軽減を図っております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、手許流動性について早期把握やリスク軽減に向けた管理をしております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場性がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券	28	28	-

(注1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため、「未収入金」、「営業未払金」、「営業預り金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、上表「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式等	7

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	22,227	-	-	-
未収入金	13,821	-	-	-
合計	36,049	-	-	-

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価			
	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	合計 (百万円)
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券 株式	28	—	—	28
合計	28	—	—	28

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
該当事項はありません。

(注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は当連結会計年度末日の市場価格をもって時価としており、市場の活発性に基づきレベル1に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債は、市場価格がないため、発行会社のモニタリングを基に適切な評価技法により算定しており、レベル3に分類しております。

(注2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

a. 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

	有価証券及び投資有価証券(百万円)
期首残高	66
当期の損益又はその他の包括利益	
損益に計上 (*)	△52
その他の包括利益に計上	△13
期末残高	—

(*) 連結損益計算書の「特別損失」の「投資有価証券評価損」に含まれております。

b. 時価の評価プロセスの説明

レベル3に分類した金融商品については、評価担当者が対象となる金融商品の評価方法を決定し、時価を測定及び分析しております。また時価の測定結果については適切な責任者が承認しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	BASE事業 (百万円)	PAY.JP事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	合計 (百万円)
一時点で移転される財又はサービス	7,323	3,578	25	10,927
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	318	28	—	347
顧客との契約から生じる収益	7,642	3,606	25	11,274
その他の収益	123	0	282	405
外部顧客への売上高	7,765	3,606	308	11,680

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

	期首残高 (百万円)	期末残高 (百万円)
契約負債	50	115

(注) 契約負債は、主に月額有料プランに関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、個別の契約が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	112円87銭
(2) 1株当たり当期純損失(△)	△5円31銭

貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	26,447	流 動 負 債	13,886
現 金 及 び 預 金	20,921	未 払 金	348
貯 蔵 品	1	未 払 費 用	2
前 払 費 用	382	未 払 法 人 税 等	50
未 収 入 金	4,580	営 業 未 払 金	13,215
そ の 他	730	営 業 預 り 金	58
貸 倒 引 当 金	△168	預 り 金	34
固 定 資 産	578	チャージバック引当金	7
有 形 固 定 資 産	－	契 約 負 債	115
無 形 固 定 資 産	－	そ の 他	53
投資その他の資産	578	固 定 負 債	52
投 資 有 価 証 券	36	資 産 除 去 債 務	52
関 係 会 社 株 式	246	負 債 合 計	13,938
長 期 前 払 費 用	50	純 資 産 の 部	
敷 金 及 び 保 証 金	245	株 主 資 本	13,082
		資 本 金	8,669
		資 本 剰 余 金	4,933
		資 本 準 備 金	116
		そ の 他 資 本 剰 余 金	4,817
		利 益 剰 余 金	△520
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△520
		繰 越 利 益 剰 余 金	△520
		自 己 株 式	△0
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	5
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5
資 産 合 計	27,026	純 資 産 合 計	13,087
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	27,026

損益計算書 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		8,073
売 上 原 価			3,364
売 上 総 利 益			4,708
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			5,048
営 業 損 失 (△)			△339
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		1	
受 取 手 数 料		6	
受 取 保 険 金		6	
講 演 料 等 収 入		5	
そ の 他		1	21
営 業 外 費 用			
為 替 差 損		0	
株 式 交 付 費		0	
コ ミ ッ ト メ ン ト フ ィ ー		3	4
経 常 損 失 (△)			△322
特 別 損 失			
投 資 有 価 証 券 評 価 損		63	
減 損 損 失		130	193
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)			△516
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税		3	3
当 期 純 損 失 (△)			△520

株主資本等変動計算書 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	新株式申 込証拠金	資本剰余金			利益剰余金		自己 株式	株主資本 合計
			資本 準備金	その他資 本剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	8,614	0	62	7,362	7,424	△2,545	△2,545	△0	13,494
当期変動額									
新株の発行	54	△0	54		54				107
欠損填補				△2,545	△2,545	2,545	2,545		－
当期純損失 (△)						△520	△520		△520
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	54	△0	54	△2,545	△2,491	2,025	2,025	－	△412
当期末残高	8,669	－	116	4,817	4,933	△520	△520	△0	13,082

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
当期首残高	6	6	13,501
当期変動額			
新株の発行			107
欠損填補			－
当期純損失 (△)			△520
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	△1	△1	△1
当期変動額合計	△1	△1	△414
当期末残高	5	5	13,087

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物及び建物附属設備については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 4～6年

工具、器具及び備品 3～20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

特許権 8年

商標権 10年

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権について個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② チャージバック引当金

第三者によるクレジットカードの不正利用等の理由で、将来、クレジットカード会社が当社に対して代金返還請求又は支払拒否がされ、その代金をショップの不正な売上請求や倒産等によってショップから回収できないと見込まれる損失額をチャージバック引当金として計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(BASE事業)

主な収益はBASEショップの決済額に対して発生する決済手数料及びサービス利用料であります。購入者がショップの商品を購入し決済が完了した時点で履行義務が充足されるものと認識し、決済額に一定の料率を乗じた手数料等を収益として認識しております。また、月額有料プランにおける月額固定のサービス利用料については、契約期間にわたってサービスを提供することで履行義務が充足することから一定期間にわたって収益を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

② 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。外貨建有価証券(その他有価証券)は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他有価証券評価差額金に含めております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、区分掲記しておりました「助成金収入」(前事業年度2百万円)は、金額が僅少となったため、当事業年度においては、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社株式の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	246百万円
--------	--------

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式については、取得原価をもって貸借対照表価額としております。関係会社株式の評価は、実質価額を帳簿価額と比較し、実質価額の著しい低下の有無を判定しております。実質価額が著しく低下した場合には相当の減損処理を行っておりますが、回復する見込があると認められる場合には減損処理を行わないことがあります。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際の関係会社の業績が見積りと異なる場合、翌事業年度の計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。

(2) 非上場有価証券の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券	7百万円
--------	------

投資有価証券評価損	63百万円
-----------	-------

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「3.会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 161百万円

(2) 当座借越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の機動的な調達を行うため、取引銀行5行との間で当座借越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に係る借入未実行残高等は、以下のとおりであります。

当座借越極度額の総額	11,000百万円
コミットメントラインの総額	1,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	12,000百万円

なお、上記の当座借越契約及びコミットメントライン契約については、以下の財務制限条項が付されております。(契約ごとに条項は異なりますが、主なものを記載しております。)

各事業年度の決算期及び中間決算期のいずれかの末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額が、2019年12月期の決算期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額の70%未満とならないこと。

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社短期金銭債権 88百万円

(4) 保証債務

下記の子会社の取引先との債務に対して債務保証を行っております。

PAY株式会社 2,424百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引による取引高 1百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 19,894株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金、関係会社株式評価損、投資有価証券評価損、ソフトウェア、減損損失、資産除去債務及び貸倒引当金の否認等であります。なお、回収可能性等を勘案した結果、評価性引当額を計上しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	PAY株式会社	所有 直接100%	役員の兼任	資金の貸付 資金の回収 利息の受取 (注1)	257 257 1	—	—
				債務保証 (注2)	2,424	—	—

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案し、決定しております。

(注2) 債務保証については取引先との債務に対するものであり、取引金額は期末時点の保証残高を記載しております。なお、保証料は受領しておりません。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	鶴岡 裕太	(被所有) 直接15.5%	当社 代表取締役	ストック・ オプション の行使 (注)	11	—	—

(注) 当事業年度のストック・オプションの権利行使による払込金額を記載しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 113円63銭
- (2) 1株当たり当期純損失(△) △4円55銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月13日

BASE株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 根 洋 人
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 貞 國 真 輝
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、BASE株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BASE株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。更に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月13日

BASE株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 根 洋 人
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 貞 國 真 輝
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、BASE株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。更に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監査役会監査報告書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査役監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月15日

BASE株式会社 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)

社外監査役

社外監査役

歌 川 文 夫

㊟

山 口 揚 平

㊟

星 千 絵

㊟

以 上

定時株主総会会場ご案内図



会場

ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター
RoomA+B

東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー9階

交通

南北線「六本木一丁目駅」……………直結

日比谷線・大江戸線「六本木駅」……………徒歩5分

※駐車場の用意はいたしていませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。